

◇ 損害賠償金の債務控除の可否

Q : 父は、先日、友人を乗せて自動車を運転中、わき見運転をして交通事故を起こし、死亡し、友人には重傷を負わせてしまいました。相続人である私は、この友人に対し、事故の5ヶ月後に損害賠償金、治療費等を支払いましたが、これらの金額は相続税の計算上、債務として控除することができますか？

A : 債務として控除することができます。

【解説】

被相続人が、自己の過失により友人に損害を与えたのであれば、被相続人は加害者としての損害賠償の責任を負って死亡したこととなりますので、相続人はその責任を相続により承継することとなります。

一方、相続税の債務控除の対象は、相続開始時に債務の金額が確定していないものであっても、その存在が確実なものであればよいとされており、また、債務として控除できる金額は相続開始当時の現況によって確実と認められる範囲の金額とされています。

ご質問の場合には、あなたが承継した損害賠償金、治療費等の損害賠償債務は、相続開始のときにその額が確定していたものではありませんが、債務としては存在していたものと言えますので、その承継した損害賠償債務については債務控除することができます。

なお、債務として控除できる金額については、相続税の申告期限までにその債務が履行されていることから、実際に支払われた損害賠償金、治療費等の額によるのが相当であると思われま

